

## 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業基盤整備促進事業により利益を受ける関係市に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
糸満市	潮平	85,490,000	8,549,000	10.00
南城市	浜崎	25,120,000	2,512,000	10.00
合 計		110,610,000	11,061,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

平成27年9月18日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。